意見の内容と県の考え方

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	面が無いためどこをどう改正したのかわかりません。	本パブリック・コメントは、 「山口県パブリック・コメント 制度実施要綱」に基づき実施し ております。 いただいた御意見について は、今後の参考にさせていただ きます。
2	当件、5頁ほどの資料ではありますが 、本来改正前の条文なり関係する国・県 の法令他も参照して意見すべきものと考 えます。 又、同時期に県だけで計5件の意見募 集が実施されております。 その様な中意見募集期間が通常通り1 ヶ月と言うのは時間が不足していると感 じます。 意見募集期間延長すべきと考えます。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント 制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長や再実施の予定はありません。
3	県行政では、1企業の申請に対して、 内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数 年単位の長期検討を実施した例がある、 と記憶しております。 「県民=主権者」からの「記述不足・ 期間不足による意見募集の期間延長/再実 施」の要請を断るのであれば、その理由 を明示願います。(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記 の通り内規に定める期間を大幅に超過し て対応している事例がありますので返答 に値しないと考えます。)	
4	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ=県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願い致します)。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、 県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(7月16日の中国新聞、7月18日の山口新聞)により広報に努めました。

5	今回の案件を含め、県広報誌や「山口	
	- 県からのお知らせ」に個々のパブリック	
	・コメント/県民意見募集についてや、パ	
	ブリック・コメント/県民意見募集全般に	
	関する記事が殆どまたは一部しか掲載さ	
	れていない理由を明示願います。(パブ	
	リック・コメントの広告を小さく掲載す	
	るよりも、紙面を広く取る 「山口県から	
	のお知らせ」の項目の1つとする方が明	
	らかに県民の目に留まると思われます。	
	「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した	
	」と言うのは、「県民により広報の効果	
	のあるだろう所に記事を掲載していない	
	理由」にならないと考えます。)	
6	前述各意見に対する御返答と、意見送	
	付県民数・意見数より、今回の当該パブ	
	リック・コメント/県民意見募集について	
	の広報が十分になされたかどうか、御判	
	断御明示願います。(「意見募集の結果(
	人数・件数)の明示」ではなく、「広報の	
	十分・不十分の御判断」を御明示願いま	
	す。)	
7	パブリック・コメント/県民意見募集の	県広報誌は年4回の発行と
	期間が1か月なのに対して、県広報紙発	なっており、原稿を入稿する時
	行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報	期との兼ね合いから、主に速報
	手段として不適切な発行期間と感じます	性のある県ホームページや新
		聞広告等を活用した広報に努
	県広報紙発行頻度の見直しを実施願い	めています。
	ます。	限られた予算の中、いかに効
		果的に広報を行うか、今後とも
		検討してまいります。

【その他】

N o	意見の内容	意見に対する県の考え方
8	今回の条例一部改正は上位/国の法令改正に伴うもの、と認識しております。 この様な「上位/国の対応に従う」ばかりでなく、国に法令等改正を要求する、県独自の条例を制定する、と言った、県主体の行政実施を御願い致します。	いただいたご意見を今後の行 政運営に活かしてまいります。